

中間前金払に関する制度の運用について

平成11年 3月15日 建情第1279号
最終改正 平成19年 9月 6日 建情第 659号

「中間前金払に関する制度の導入に伴う事務処理について」（平成11年2月17日付け局総第745号出納局長通達）による取扱いについて、農政部長、水産林務部長、建設部長が所管する工事における運用の統一を図るため、次のとおり定めたので、適正に運用してください。

記

1 対象工事

北海道建設工事執行規則（昭和39年北海道規則第60号）に基づき、農政部、水産林務部、建設部が所管する発注工事のうち、前金払をするものを対象とする。

2 中間前払金の使用対象とする経費の範囲

対象工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2に相当する範囲内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6に相当する額を超えてはならないものとする。

なお、低入札価格調査制度調査対象工事の場合における中間前払金を支出した後の前払金の合計額については、請負代金額の10分の4に相当する額を超えてはならないものとする。

4 中間前払金支払いの条件

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) (1)の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。

5 中間前金払と部分払との選択

部分払が認められる工事においては、中間前金払によるか、又は部分払によるかのどちらかを、原則として契約締結時に契約の相手方にそのいずれかを選択させるものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。

6 認定の方法

- (1) 支出負担行為担当者（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第204条の19及び第204条の20の規定に基づき公有財産取得事務の依頼を受けた建設部長を含む。以下同じ。）は、請負人から中間前金払認定請求書（別記第1号様式）の提出があったときは、4の条件を満たしているかについて調査するものとする。
- (2) 支出負担行為担当者は、(1)の調査の結果、4の条件を具備していると認めるときは、認定調書（別記第2号様式）を作成し、請負人に交付するものとする。
- (3) 4の(1)の認定は、工事工程表により行うことができるものとし、同(2)の認定は、中間前金払認定請求書の作成時点における工事旬報等の現在日出来高に請負代金額を乗じ

て得た額により行うことができるものとする。

- (4) (3)の認定に当たり、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。
- (5) (1)及び(2)の様式は、標準様式として定めたものであり、必要に応じ、変更の上使用して差し支えないものとする。

7 債務負担行為に係る取扱い

債務負担行為に係る契約については、各会計年度のでき形分等予定額を対象として、中間前金払をすることができるものとする。